

**\* 利 用 上 の 注 意 事 項 \***

1. 島田市産後ケア事業を利用の際は、事前申請が必要です。申請前に受けたサービスは、島田市産後ケア事業の対象とはなりません。
2. 申請されていないサービスの種類を利用された場合も、島田市産後ケア事業の対象とはなりません。
3. 利用が承認された後に、「島田市産後ケア事業利用承認通知書」をお渡しします。サービスを受ける際は、その都度、母子健康手帳とともに産後ケア事業実施機関の窓口に提示してください。
4. 産後ケア事業の一部は自己負担となります。利用承認通知書に記載された自己負担金の額を産後ケア事業実施機関の窓口で支払ってください。
5. 産後ケア事業の対象とならないもの（食費、交通費等）は、全額を産後ケア事業実施機関の窓口で支払ってください。
6. 産後ケア利用の際の持ち物については、産後ケア事業実施機関の窓口にご確認ください。
7. 産後ケア事業はお子さんの1歳の誕生日の前日まで利用できますが、申請は年度単位で必要となります。年度をまたいで利用を希望される方は、翌年度に再度申請をお願いします。

**<問い合わせ先>**

島田市健康づくり課  
こども家庭センター「てくてく」  
TEL 0547-34-3285